

利尻町からのお願い

令和6年度 除雪作業について



① 路上駐車禁止にご協力を！

路上駐車は、除雪作業を困難にするばかりではなく、吹雪等により車が雪に覆われますと、除雪車が知らずに破損させるおそれがあります。また、路線が除雪できない場合、命を守る緊急車両の通行の妨げとなりますので、路上駐車は絶対にしないようご協力ください。

また、通学路に指定されている歩道も、除雪の妨げとなりますので駐車をしないでください。



② 除雪作業に伴う破損及び障害物について

除雪作業中に除雪車が建造物に損害を与えた場合には、町道は利尻町役場建設課又は仙法志支所へ連絡してください。内容を調査し修繕等により対応します。

ただし、道路又は道路敷地内に駐車し、車の確認ができない状態にある場合は、車の所有者負担になる場合がありますので路上駐車については、十分気をつけてください。

また、共同で使用しているゴミ収集車等におかれましても、目視にて確認できない状態にある場合は、所有者負担となる場合がありますので、破損防止措置のため、ポール等の目印となるものの設置をお願いします。なお、ゴミ容器等を道路際に置いている場合も、風に飛ばされて路上に出てくる場合がありますので注意してください。

③ 道路上に雪を捨てないように！

自宅敷地及び商店敷地などから道路へみだりに雪を捨てたり、除雪した雪を道路に押しだすと交通に支障を及ぼし、また歩行者にも迷惑がかかりますので、このような行為はしないようご協力ください。

また、道路側（歩道を含む）に屋根の雪が落ちるような家屋等については、『雪おろし』又は、『雪どめ』等の処置を講じ、歩行者等に事故のないようご協力ください。



④ 消火栓、防火水槽等の付近に雪を捨てないように！

万一の火災に備え、消火栓、防火水槽などの付近には絶対に雪を捨てないようにご協力ください。

⑤ 排雪作業について

積雪の状況を見ながら排雪作業を行いますので、地区の皆様のご協力をお願いします。



⑥ 自宅の出入口の除雪について

除雪作業後には、各家庭の出入口に雪が残りますが、一軒一軒の間口除雪は行えません。各家庭で除排雪等をしていただくよう、ご協力よろしくお願いします。

⑦ 夜間や大雪、吹雪時の通行の注意について

夜間は、除雪をおこないません。また、暴風雪警報発表時など、日中でも視界不良により除雪作業が困難な場合もあるため、除雪作業を中止することもありますので、通行については、気象情報等を確認のうえ十分ご注意ください。

⑧ 歩道の通行の注意について

車道除雪を優先するため、歩道が除雪されていないことがあります。歩行者が車道を歩く場合は、車の通行に十分注意をお願いします。また、車を運転する方も、歩行者に十分注意をお願いします。



⑨ 除雪車の運行の注意について

除雪作業中に機械に近づくと、重大な事故が起きてしまいます。特に、幼児・児童などが除雪車に近づくと大変危険ですので、小さなお子様がいらっしゃる家庭では十分注意をお願いします。

⑩ 雪の捨て場について

商店等個人的に雪を捨てる方については、下記のとおり捨て場を指定しましたので、ご協力くださるようお願いします。

沓形地区 …… 沓形港（フェリーターミナル前岸壁）

仙法志地区 …… 仙法志漁港（天蓋施設前から赤灯台までの間）

※雪捨て場は各港内の全域ではないのでご注意ください。

※なお、港の雪捨て場を利用の際は、各漁組に確認の上、利用願います。

⑪ 通行止めについて

道道通行止め中は、町道の除雪は原則行っていませんので、不要不急の外出は控えるとともに、車両等での移動はしないようご協力願います。

⑫ その他

車を置いて避難する場合は、その後の除雪に支障が出る場合がありますので、鍵及び目印を付け、その旨をご連絡くださるようお願いします。



※ 除排雪作業に関するお問い合わせ、ご意見等は下記へお知らせください。

利尻町役場 建設課

TEL 84-2345

利尻町役場 仙法志支所

TEL 85-1011

